

令和4年度大津町地域防災計画及び大津町国民保護計画
の修正について

令和4年5月25日

大 津 町

令和4年度大津町地域防災計画 及び大津町国民保護計画の修正

目 次

- 第1 令和4年度大津町地域防災計画（案）の修正
 - 1 国の防災基本計画の見直しを踏まえた修正
 - 2 県の地域防災計画の見直しを踏まえた修正
 - 3 その他の修正
- 第2 大津町国民保護計画（案）の修正
修正なし（経年変化のみ）

第1 令和4年度大津町地域防災計画の修正

1 国の防災基本計画修正の反映及び災害対策基本法改正に伴う修正

(1) 防災基本計画修正（R3.5）の反映

① 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

ア 個別避難計画の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

イ 広域避難に関する事項

災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

③ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

ア 避難所や災害対応における男女共同参画の推進

イ 事前防災の取り組みや複合災害への対応の推進

ウ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

1. 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

P11（第2章 第8節 自主防災組織整備計画 4）

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)

また、町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図れるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画一体的な運用が図れるよう努めるものとする。

P43（第3章 第10節 避難計画 5）

5 避難誘導の方法

避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会等の単位で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2. 災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

P 5 0 (第 3 章 第 1 0 節 避難計画 1 0)

1 0 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の受け入れについては、県に対し協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、県及び関係機関（指定行政機関、公共機関）と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

3. 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

P 1 4 (第 2 章 第 1 0 節 防災訓練計画 5)

5 実施の方法

訓練は、実施各機関が、単独または他の機関と協力連携して、2に掲げる種類の訓練を一部または組み合わせ、図上または実地の方法で実施するものとする。

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資器材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

P 4 5 (第 3 章 第 1 0 節 避難計画 7 避難所の管理運営 (5))

(5) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

3. 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

P47（第3章 第10節 避難計画 9）

9 指定緊急避難場所及び指定避難所等

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

4. 避難所や災害対応における男女共同参画の推進

P44（第3章 第10節 6 避難所開設及び収容 (7)）

6 避難所の開設及び収容

(7) 避難所における男女共同参画の推進

町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。

P45（第3章 第10節 7 避難所の管理運営 (6)）

7 避難所の管理運営

(6) 町は指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間を問わず安心して使用できる場所に設置、照明を増設、性暴力・DVの注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うように努めるものとする。

5. 事前防災の取組みや複合災害への対応の推進

P6（第2章 第4節 災害危険地域指定計画 1 災害危険地域の現況 (2)）

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

- ①ハッピービレッジ（住所）岩坂 435（TEL）096-294-2035
- ②デイサービスセンターいわさか（住所）岩坂 433（TEL）096-294-5501
（ヘルパーステーションいわさか（TEL）096-294-4502）を含む。）
- ③あらいクリニック（住所）錦野 394（TEL）096-293-2358
- ④大津東小学校（住所）大林 44（TEL）096-293-2341
- ⑤デイサービスまごころ本舗 大津苑
（住所）下町 162（TEL）096-288-7191

※町は要配慮者の避難確保に関する計画の策定や訓練実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

5. 事前防災の取組みや複合災害への対応の推進

P 6 5 (第4章 第2節 災害予防計画 5)

5 建築物等災害予防計画

(宅地の災害予防対策)

(1) (略)

(2) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

6. 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

P 1 2 (第2章 第9節 防災知識普及計画 3 普及内容 (2))

(2) 災害予防および応急措置の概要

町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。

普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ① 火災予防の心得
- ② 気象予警報等の種別と対策
- ③ 災害危険個所の認識
- ④ 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑤ 生活の再建に資する行動
(被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること)
- ⑥ 台風襲来時の家屋の保全方法
- ⑦ 農林水産物に対する応急措置
- ⑧ 3日分（推奨1週間）の食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- ⑨ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証（コピー可）の準備）
- ⑩ 夕方明るいうちからの予防的避難
- ⑪ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- ⑫ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ⑬ 防災サイレン吹鳴の意義
- ⑭ 避難先及び避難方法
- ⑮ 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- ⑯ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- ⑰ 避難所生活のマナーとルール
- ⑱ ペット受入れ可能な避難所
- ⑲ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- ⑳ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ㉑ 災害時の心得 等

6. 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

P 1 3 (第2章 第9節 防災知識普及計画 4)

4 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的かつ地域の防災リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

P 1 3 (第2章 第9節 防災知識普及計画 5)

5 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性的暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

P 1 4 (第2章 第10節 防災訓練計画)

第10節 防災訓練計画

本計画は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が円滑に実施されるよう、必要な訓練について定めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害には遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。更に、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画などの多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

2 県の地域防災計画の修正の反映

(1) 外国人への防災知識の普及促進

外国人への防災知識の普及促進

P 1 3 (第2章 第9節 防災知識普及計画 6)

6 外国人に対する防災知識の普及

町は、県と協力して外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。加えて、外国人住民の防災訓練への参加促進や災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため職員の対応能力向上を図るものとする。

3 その他の修正

- (1) 災害対策本部各対策部の業務の見直しによる修正
- (2) 新庁舎への移転に伴う災害対策本部位置の修正
- (3) 洪水キキクルを活用した避難指示等の発令

1. 災害対策本部回対策部の業務見直しによる修正				
P18 (第3章 第2節 (対策部の組織) 第9条 (総務対策部、産業対策部、出納対策部、水道対策部を除く。))				
(対策部の組織)				
第9条 対策部には、対策部長、副部長、次長、班長及び班員をおく。				
2 対策部長、副部長、次長は部長並びに課長及び審議員から充てる。				
3 班長、班員は、各対策部に属する課長及び審議員が所属する課等の中から各対策部長が指名する。				
4 対策部の分掌事務(業務)は、おおむね次のとおりとする。				
対策部	部長 副部長 次長	班名	班員	分掌事務
民生医療対策部	部長 健康福祉部長 副部長 社協局長 次長 福祉課長 子育て支援課長 介護保険課長 健康保険課長	医療保険班 物資班 防疫班 ボランティア班	福祉課 子育て支援課 介護保険課 健康保険課 新型コロナウィルス感染症対策室 社協	1 災害救助法に基づく <u>各種支援事業の取りまとめに関する事</u>
				2 義援金、見舞金品等の受付配分の <u>決定</u> に関する事
				3 日赤等医療機関との連絡に関する事
				4 衛生材料の <u>調達及び</u> 供給に関する <u>事項</u>
				5 食品衛生の <u>指導</u> に関する事 <u>(避難所における食品衛生管理の指導)</u>
				6 住民の救護及び医療関係者の動員配置に関する事
				7 <u>救助物資の各避難所等への配分決定に関する事</u>
				8 被害者状況の実態調査・取りまとめに関する事
				9 災害弔慰金及び災害援護資金に関する事
				10 <u>福祉避難所の開設及び</u> 避難行動要支援者支援に関する事項
				11 病院等衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関する事
				12 防疫・救護の指導に関する事項 <u>(住民救護・消毒関連)</u>
				13 未就学児の <u>居場所支援</u> に関する事
				14 <u>幼稚園・保育園並びに学童保育施設の災害情報収集及び被害報告のとりまとめ</u>
				15 <u>災害ボランティアに関する事</u>
				16 当該課の分掌事務 <u>及び社協事務局</u> に係る災害予防及び災害応急対策に関する事

<p>土木対策部</p>	<p>部長 都市整備部長 副部長 建設課長 次長 都市計画課長 下水道課長</p>	<p>対策班 輸送班 技術班</p>	<p>都市計画課 建設課 下水道課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共被害報告に関すること 2 水防管理団体の活動状況の把握及び記録報告に関すること 3 災害情報の連絡に関すること 4 水防応急の時の資材の購入に関すること 5 水防資材の出入に関すること 6 水防資材の輸送に関すること 7 水防作業用車両の整備に関すること 8 水防作業措置の指導に関すること 9 住宅の応急措置、<u>公園等の被害調査</u>に関すること 10 町道・農道・林道<u>(大規模)</u>等の道路の災害応急対策に関すること 11 交通途絶時の対策、施設に関すること 12 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関すること 13 <u>下水道施設災害の調査・復旧に関すること</u>
<p>住民対策部</p>	<p>部長 住民生活部長 副部長 社協局長 次長 住民課長 環境保全課長 税務課長</p>	<p>避難所班 環境衛生班 被害調査班</p>	<p>住民課 環境保全課 税務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難（被災）者の安否に関すること 2 住民の各種確認に関すること 3 避難所の運営に関すること 4 災害時発生した災害廃棄物の処理に関すること 5 り災地域のし尿処理、簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設に関すること 6 遺体の埋葬等に関すること <u>(遺体安置所の設置・運営を除く。)</u> 7 家屋等の被害調査、情報収集に関すること 8 被災者に対する町税の減税、徴収猶予等に関すること 9 罹災者の保護収容に関すること 10 当該課に係る災害予防及び災害応急対策に関すること

2. 新庁舎移転に伴う災害対策本部位置の修正

P17 (第3章 第2節 災害対策要綱 第2条)

(本部の位置)

第2条 大津町災害対策本部（以下「本部」という。）の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

- ① 大津町役場本庁舎 ② 大津町役場 旧 電算室 ③ 大津町生涯学習センター

P67 (第4章 第3節 災害応急対策計画 2 (2) ①)

- ① 職員の配置

(略)

ハ 災害対策本部の設置場所（次の順位により確保するものとする。）

(イ) 大津町役場本庁舎 (ロ) 大津町役場 旧 電算室

(ハ) 大津町生涯学習センター

3. 洪水キキクルを活用した避難指示等の発令

P41 (第3章 第10節 避難計画)

3 避難指示等及び避難誘導の方法 (1)河川災害水位 ②)

3 河川災害水位

- ② 町の水防警報の対象基準観測所

河川名	観測所名	地区名	避難判断水位 はん濫注意水位	氾濫危険水位	堤防高
白 川	代官橋	外牧	4. 5 0 m	5. 1 9 m	6 m
	七障子橋	中島	4. 0 0 m	5. 1 9 m	(6 m) 8 m
上井手	産業橋	吹田	1. 8 0 m	2. 4 0 m	3 m
	鶴口橋	鶴口	1. 5 0 m	1. 7 0 m	2 m
平 川	馬場橋	馬場	3. 0 0 m	3. 5 0 m	4 m
矢護川	初生橋	御願所	1. 6 0 m	2. 3 0 m	3 m

※水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを避難指示等の発令の参考とすることも考えられる。

第2 大津町国民保護計画の修正

経年変化による修正

- 1 P7 第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気象
 - ① 気温、降水量の平均値 2021
- 2 P8 第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布
 - ① 行政区ごとの人口推移 (2022.3 及び 2012.3)
 - ② 年齢別人口分布 (2021.10.1 現在)